

## 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、山形県議会議員及び山形県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号のビラ、法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（山形県知事の選挙の場合に限る。）及び同項第5号のポスターの作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公営)</p> <p>第2条 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における候補者（以下この条、第4条、第5条、第9条及び第11条において「候補者」という。）は、候補者1人について、64,500円にその者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により県に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第6条 山形県知事の選挙における候補者（以下この条及び第8条において「知事選挙候補者」という。）は、知事選挙候補者1人について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額に第1条のビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第3号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、第1条のビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、山形県議会議員及び山形県知事の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用並びに法第142条第1項第3号及び第4号のビラ、法第143条第1項第4号の3の個人演説会告知用ポスター（山形県知事の選挙の場合に限る。）並びに同項第5号のポスターの作成の公営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用自動車の使用の公営)</p> <p>第2条 山形県議会議員及び山形県知事の選挙における候補者（以下この条、第4条、第5条、第6条（各号列記以外の部分に限る。）、第8条、第9条及び第11条において「候補者」という。）は、候補者1人について、64,500円にその者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用自動車を無料で使用することができる。ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定により県に帰属することとならない場合に限る。</p> <p>(ビラの作成の公営)</p> <p>第6条 候補者は、候補者1人について、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める金額に第1条のビラの作成枚数（当該作成枚数が、山形県議会議員の選挙にあっては法第142条第1項第4号に、山形県知事の選挙にあっては同項第3号に定める枚数を超える場合には、これらの号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、第1条のビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(1) 山形県議会議員の選挙における候補者 7円51銭</p>

(1) 第1条のビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円51銭

(2) 第1条のビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 375,500円と5円2銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を同条のビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(ビラの作成に係る公費の支払い)

第8条 県は、知事選挙候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された第1条のビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が第6条各号に掲げる区分に応じて同条各号に定める金額を超える場合には、同条各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該知事選挙候補者を通じて法第142条第1項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該知事選挙候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(2) 山形県知事の選挙における候補者 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額

イ 第1条のビラの作成枚数が50,000枚以下である場合 7円51銭

ロ 第1条のビラの作成枚数が50,000枚を超える場合 375,500円と5円2銭にその50,000枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を同条のビラの作成枚数で除して得た金額（1銭未満の端数がある場合には、その端数は、1銭とする。）

(ビラの作成に係る公費の支払い)

第8条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された第1条のビラ1枚当たりの作成単価（当該作成単価が第6条各号に掲げる区分に応じて同条各号に定める金額を超える場合には、同条各号に定める金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、山形県議会議員の選挙にあつては法第142条第1項第4号に、山形県知事の選挙にあつては同項第3号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会の定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

## 山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行		改 正 案	
(市町村が処理する事務の範囲等)		(市町村が処理する事務の範囲等)	
第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。		第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	
事務	市町村	事務	市町村
1～8 ー略ー	ー略ー	1～8 ー略ー	ー略ー
9 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）、山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) ー略ー  (17)～(25)	酒田市	9 屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下この項において「法」という。）、山形県屋外広告物条例（昭和49年10月県条例第59号。以下この項において「条例」という。）及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(16) ー略ー (17) <u>条例第12条の2第2項の規定による点検の結果の報告の受理</u> (18)～(26)	酒田市
10及び11 ー略ー	ー略ー	10及び11 ー略ー	ー略ー
12 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(10) ー略ー (11) 法第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条	第1号から第9号まで及び第11号から第16号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第17号及び第18号に掲げる事務にあつては各市	12 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(10) ー略ー (11) 法第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号及び第4号並びに第47条ただし書並びに第48条	第1号から第9号まで及び第11号から第16号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第17号及び第18号に掲げる事務にあつては各市

<p>第1項から第12項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項並びに第85条第3項及び第5項の規定による許可に係る知事に対する申請の受付 (12)～(18) ー略ー</p>	<p>町村（同号に掲げる事務のうち第15号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）</p>
<p>26 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項から第30項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(9) ー略ー (10) 法第41条第1項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の<u>建ぺい率</u>等の指定 (11)及び(12) ー略ー (13) 法第42条第2項の規定による国の<u>機関</u>との協議 (14)～(26) ー略ー</p>	<p>米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市</p>

<p>第1項から第14項までの各項ただし書及び第51条ただし書（これらの規定を法第87条第2項及び第3項並びに第88条第2項において準用する場合を含む。）、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、第55条第3項各号、第56条の2第1項ただし書、第59条第1項第3号及び第4項、第59条の2第1項、第68条の3第4項、第68条の5の3第2項、第68条の7第5項並びに第85条第3項及び第5項の規定による許可に係る知事に対する申請の受付 (12)～(18) ー略ー</p>	<p>町村（同号に掲げる事務のうち第15号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）</p>
<p>26 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項から第30項までにおいて「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの (1)～(9) ー略ー (10) 法第41条第1項（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による建築物の<u>建蔽率</u>等の指定 (1)及び(12) ー略ー (13) 法第42条第2項の規定による国の<u>機関</u>又は都道府県等との協議 (14)～(26) ー略ー</p>	<p>米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市</p>

27~42 一略一	一略一
-----------	-----

2 一略一

27~42 一略一	一略一
-----------	-----

2 一略一